

議案第57号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年5月26日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分から31時間</u>までの範囲で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間から32時間</u>までの範囲で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p>

<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続する<u>3時間45分又は4時間の勤務時間</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて<u>当該4時間の勤務時間</u>を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>7時間45分</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>(夜間勤務手当)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>(端数計算)</u></p> <p>第15条の2 <u>第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 <u>第12条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</u></p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>8時間</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>(夜間勤務手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 <u>前4条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p>

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中の欄中下線が引かれ部分に改める。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る勤務の形態のうち、次に掲げるもの（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き別に定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が別に定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>（1） 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>（2） 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p>	<p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る勤務の形態のうち、次に掲げるもの（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き別に定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が別に定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>（1） 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>（2） 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p>

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。